

帝京平成大学大学院研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、帝京平成大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規定に基づき、帝京平成大学大学院情報科学研究科、健康科学研究科、臨床心理科学研究科、薬学研究科および看護学研究科（以下「研究科」という。）における教育研究指導の方法及び授業科目の履修その他研究科に関する必要な事項を定めるものとする。

(科目)

第2条 研究科の専攻には、その教育研究上の目的を達成するため、大学院学則別表第1に定める科目を配置し、これらに必要な担当教員を置く。

(指導教員)

第3条 帝京平成大学大学院（以下「本学大学院」という。）学生の専門分野の研究及び授業科目の履修を指導するため、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、学生の所属する専門分野の教員とする。ただし、教育上必要がある場合は、指導教員の承認を得て、他の専門分野の教員が指導にあたることができる。

3 指導教員決定後変更のある場合には、帝京平成大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の承認を得て、「指導教員変更届」を提出しなければならない。

(入学者の選考等)

第4条 大学院学則第15条の規定による入学者の選考は、学力試験、面接試験結果及び出身大学の調査書その他本学大学院が必要と認める資料によって行う。

2 前項に規定するもののほか、入学の出願及び入学者の選考に関し必要な事項は、帝京平成大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）において定める。

(授業及び単位)

第5条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りではない。

2 授業科目の単位の計算方法については、次のとおりとする。

(1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実習は、45時間の授業をもって1単位とする。

(4) 特別研究の授業科目については、その学業の成果を評価して所定の単位を授与するものとする。

(長期履修学生制度)

第6条 学生が、職業を有している等の事情により、大学院学則第8条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を入学前に申し出た時は、その計画的な履修を認めることができる。

(履修登録)

第7条 学生は、指導教員の指導のもとに、指導を受けようとする特定の研究分野及び研究題目を定め、当該研究に必要な授業科目を履修するものとする。

2 学生は、前項により履修しようとする授業科目を指導教員の承認を得て、学年の始めに所定の様式により届けなければならない。

3 臨床心理科学研究科では、前後期を通じて年間で、履修登録できる単位数の上限は原則38単位とする。

(授業科目履修等の特例)

第8条 修士課程の学生は、指導教員が特に必要と認めた時は、学部の授業科目を、当該授業科目担当教員の承認を得て履修することができる。ただし、通算して6単位を限度とする。

- 2 前項の規定により修得した単位は、課程修了の要件には含めることができない。
- 3 博士課程の学生は、指導教員が研究指導上有益と認めた場合に限り、学部及び修士課程に開講される授業科目を、当該授業科目担当教員の承認を得て聴講することができる。
- 4 修士課程の学生は、指導教員が認めた場合に限り、他の研究科の科目を履修することができる。

(他の大学院で履修した授業科目、入学前の既修得の単位)

第9条 大学院学則第23条第2項、第25条第1項、同条第2項の規定による単位の認定、成績評価の取扱い及びその他必要な事項は、研究科委員会において定める。

(単位認定試験)

第10条 履修した授業科目の単位取得の認定は、学期末又は学年末に行う筆記試験又は研究報告書により行う。

- 2 前項により修得した単位について成績の更新はできない。

(追試験・再試験)

第11条 研究科委員会において特に必要と認めるときは、追試験を行うことができる。

- 2 再試験は、原則として行わない。

(課程修了に伴う学位論文の提出)

第12条 本学大学院の学生が、学位論文を提出して、その審査を受けようとする場合は、別に定める手続きにより、指導教員の承認を得て、所定の期日までに大学院委員会委員長に申請しなければならない。

- 2 学位論文を提出しようとする学生は、修士課程にあつては当該課程の授業科目について18単位以上、博士課程にあつては当該課程の授業科目について4単位以上を修得見込みであること。ただし、薬学研究科にあつては、20単位以上を修得見込みであること。
- 3 学位論文の提出の時期については、研究科委員会において定める。

(試験等)

第13条 学位論文の審査及び試験については、帝京平成大学学位規程の定めるところによる。

(修了見込要件)

第14条 修了見込証明書を発行するための要件は次のとおりとする。

- (1) 最終学年に進級していること。
- (2) 履修中の科目を含め、修了要件単位数を修得することが見込まれること。

(改廃)

第15条 この規則の改廃については学長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、1992年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、1994年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、1995年4月1日から改定施行する。
- 4 この規則は、1999年4月1日から改定施行する。
- 5 この規則は、2000年4月1日から改定施行する。
- 6 この規則は、2001年4月1日から改定施行する。
- 7 この規則は、2002年4月1日から改定施行する。
- 8 この規則は、2003年4月1日から改定施行する。

- 9 この規則は、2005年4月1日から改定施行する。
- 10 この規則は、2008年4月1日から改定施行する。
- 11 この規則は、2009年4月1日から改正施行する。
- 12 この規則は、2012年4月1日から改正施行する。
- 13 この規則は、2013年4月1日から改正施行する。
- 14 この規則は、2015年4月1日から改正施行する。
- 15 この規則は、2017年4月1日から改正施行する。
- 16 この規則は、2020年4月1日から改正施行する。
- 17 この規則は、2023年4月1日から改正施行する。
- 18 この規則は、2025年4月1日から改正施行する。